



2. 日本に輸入されているミツバチ

動物検疫は、動物の病気の侵入を防止するため、世界各国で行われている検疫制度です。家畜であるミツバチも家畜伝染病予防法により、海外における悪性の家畜伝染病の発生状況や防疫体制等により輸入禁止国があります。また、その他の家畜伝染性疾患の発生により、動物の輸出入を一時的に停止する場合があります。ミツバチの輸入にあたっては、輸出国の政府機関(日本の動物検疫所に相当する機関)が行う検査に合格し、当該機関の発行した検査証明書の添付がなければ輸入してはならないとされています。また、輸出にあたっては、日本の動物検疫所が行う検査に合格し、検査証明書の交付を受ける必要があります。証明する事項は、通常、事前に相手国との間で家畜衛生条件として締結されています。そのため個

人で勝手にミツバチを海外から持ち込むことは、違法です。必ず法律を守って、正規の輸入手続きを行って下さい。ただし、輸入できるのは、女王蜂と付随する働き蜂10匹を1単位としたものになります。

日本は、平成12年以降にイタリア、ロシア、ハワイ州、豪州、ニュージーランド、スロベニア、チリと二国間協定を締結しています。これ以外の国や地域からは、ミツバチを輸入することはできません。図1は、1990年から2011年までに日本に輸入されたミツバチの国別輸入実績です。2008年から2009年には、輸入の停止措置が行われました。近年は、国内での増殖に力が入られ輸入量は減少傾向です。2010年以降は、スロベニアとオーストラリアのみから輸入されています。

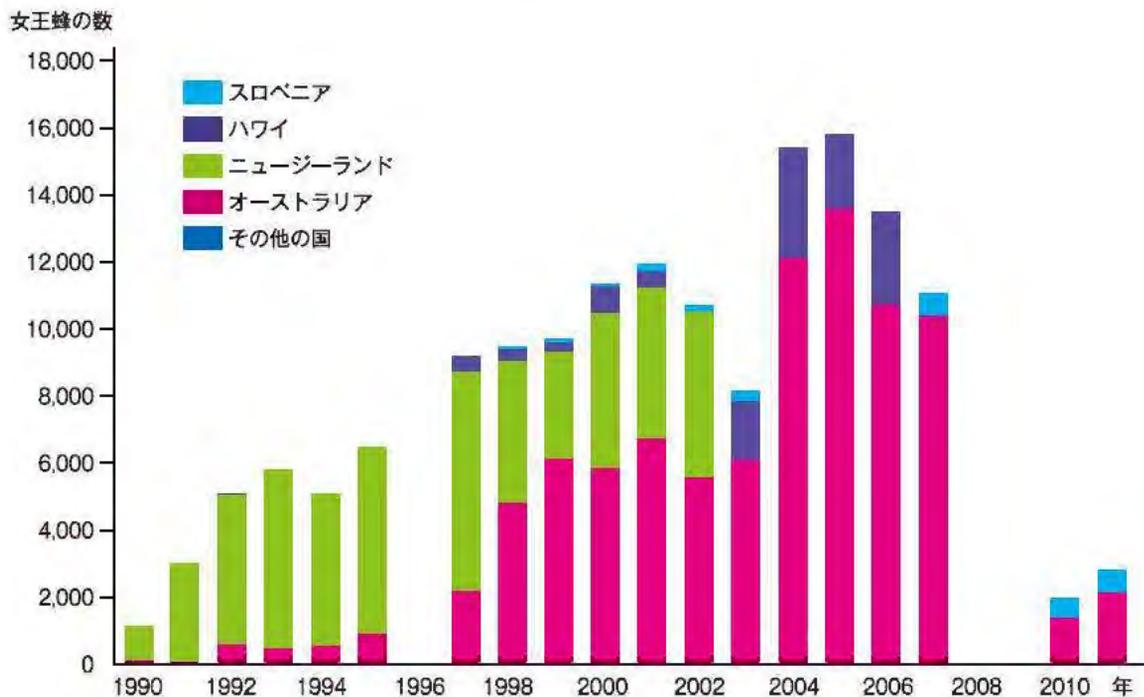


図1 セイヨウミツバチ女王蜂の国別輸入量(1990年から2011年)